

## 縦型ショート動画を活用した県産品プロモーション等業務委託企画競争実施要領

### 1. 目的

SNSにおける情報発信については、「縦型ショート動画」の重要性が高まっており、公社においても、特にTikTok等の縦型ショート動画に特化した媒体運用の必要性が高まっている。このTikTok等での効果的な運用は、日々変わりゆくプラットフォームの変化に対応したノウハウや技術が必要であり、職員のみで実施することが困難である。このため、食を中心とした商品の発信に関しての専門知識や実績を有したコンサルティング事業者と伴走して運用することとし、佐賀県産品の認知度・関心度の向上のため、フォロワー数・リーチ数（再生数）の増加を意識した投稿を行うことを目的とする。

### 2. 委託業務名

縦型ショート動画を活用した県産品プロモーション等業務委託

### 3. 委託業務の内容

別添仕様書のとおり

### 4. 委託期間

契約締結の日から令和6年3月31日まで

### 5. 予算額

金3,000,000円（消費税及び地方消費税10%を含む）を上限とする。

### 6. 企画競争参加資格

企画競争に参加できる者は、以下の全てを満たす民間企業、NPO法人、その他の法人または法人以外の団体であって、本業務委託を的確に遂行するに足りる能力を有するものとする。

- (1) 事業の目的達成のために必要な企画・立案・制作に関して、ノウハウや技術を有していること。
- (2) 緊急な対応や打ち合わせ等が必要なときに、迅速に対応ができること。
- (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4（一般競争入札の参加者の資格）の規定に該当する者でないこと。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき更生手続開始又は民事再生手続開始の申立てがなされている者（更正手続開始又は民事再生手続開始の申立てがなされている者であっても、更正計画の認可又は再生計画の認可の決定が確定された者を除く。）でないこと。

- (5) 佐賀県発注の契約に係る指名停止措置若しくは入札参加資格停止措置を受けている者又は佐賀県発注の請負・委託等契約に係る入札参加一時停止措置要領に該当する者でないこと。
- (6) 自己又は自社の役員等が、次のいずれにも該当する者でないこと及び次のイからキまでに掲げる者が、その経営に実質的に関与していないこと。
  - ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
  - イ 暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
  - ウ 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者
  - エ 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者
  - オ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
  - カ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
  - キ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者

## 7. 実施スケジュール（予定）

- (1) 公告 令和5年2月28日（火）  
 （さが県産品流通デザイン公社ホームページに掲載）
- (2) 企画競争参加資格確認申請書提出期限 令和5年3月8日（水） 17時
- (3) 企画競争参加資格確認結果通知 令和5年3月15日（水）
- (4) 企画提案書等提出期限 令和5年3月23日（木） 17時
- (5) 委託事業者候補決定 令和5年3月29日（水） 予定  
 ※事前説明会は実施しない。  
 ※企画競争プレゼンテーションは実施しない。  
 提出物の書面審査で委託事業者候補を決定する。

## 8. 企画競争参加資格の確認

- (1) この企画競争に参加を希望する者は、次に掲げる必要な書類を提出し、参加資格の確認を受けること。
- (2) 提出書類
  - ア 企画競争参加資格確認申請書（様式1） 1部
  - イ 誓約書（様式2） 1部
  - ウ 実績書（様式3） 1部  
 ※6（1）に該当する実績を必ず記載すること。
  - エ 会社概要（任意様式） 1部

- (3) 提出期限：令和5年3月8日（水）17時まで  
（書留郵便や宅配便など受領確認ができる手段により送付し、上記の締切時刻までに必着のこと）
- (4) 提出先：さが県産品流通デザイン公社 国内販売支援グループⅡ 担当：池田  
（〒840-8570 佐賀市城内一丁目1-59 佐賀県庁新館9階）
- (5) 参加資格確認結果：令和5年3月15日（水）までに通知する。

## 9. 企画競争実施方法

- (1) 実施方法 提出物の書面審査
- (2) 提出物

### ア 企画提案書 9部（任意様式）

以下の①②について記載した企画提案書を作成すること。

#### ① コンサルティング提案

- ・仕様書4の業務内容について提案すること。

#### ②実施体制

- ・本事業に携わる者の氏名を記載すること。

### イ 見積書 9部（任意様式、原本1部、コピー8部）

- ・見積価格は、審査における評価項目の一つであるため、企画内容と経費の関係が分かる内訳を記載すること。
- ・本事業に係る、交通費、入場料、宿泊費等の一切の経費については、受託者の負担とする。

- (3) 提出期限 令和5年3月23日（木）17時まで  
（書留郵便や宅配便など受領確認ができる手段により送付し、上記の締切時刻までに必着のこと）
- (4) 提出先  
・(2)ア、イ 上記8(4)に同じ
- (5) 審査  
企画競争プレゼンテーションは実施しない。  
提出物について、別途定める評価基準に従って書面審査を行い、各審査員の採点結果の合計が一番高い者を委託先候補として決定する。なお、審査に当たり、必要に応じて企画競争参加者へのヒアリング（TEL等）を行う場合がある。
- (6) 結果の通知  
令和5年3月29日（水）までに全ての参加者に対して通知する。

## 10. その他

- (1) 本企画提案の応募に係る経費はすべて参加事業者の負担とする。

- (2) 提出書類および提出物は返却しないものとし、提出後の書き換え、差し替え等は認めないものとする。ただし、誤字等の軽微なものは除く。
- (3) 企画提案書の記載事項は原則として履行しなければならない。
- (4) 本企画提案の応募に係る提出書類および提出物は、この企画競争のみに使用し、それ以外の目的には使用しない。
- (5) 虚偽の記載をした参加申込書等は無効とする。また、参加要件を満たさない者又は委託事業者選定までの間に参加要件を満たさなくなった者が提出した参加申込書等は無効とする。
- (6) 参加要件を満たしていない場合、企画競争で最高位の評価を受けても契約締結ができないので注意すること。なお、この場合は、次順位の者と契約を締結する。
- (7) 企画に際しては、委託事業者として採択されないことがある点に十分留意し、関係者とトラブルが無いようにすること。
- (8) 次の各号のいずれかに該当する場合は、本企画競争の手続きを中止する。この場合の損害は参加者の負担とする。
  - ①参加事業者が連合し、又は不穏の行動をなす等の場合において、本手続きを公正に執行することができないと認められるとき。
  - ②天災その他やむを得ない理由により、本手続きを行うことができないとき。
- (9) 公正な審査を妨害する恐れのあるあらゆる行為を禁止する。
- (10) 仕様書等についての問い合わせは、令和5年3月23日（木）17時までメールで受け付ける。質問応答の内容は、必要に応じて参加者全員に知らせる。

※この企画競争は、佐賀県の令和5年度当初予算が成立しない場合は契約を実施しない。また、予算の議決の状況により、条件が変更になることがある。

#### 1.1. 問い合わせ先

〒840-8570 佐賀市城内一丁目 1-59（佐賀県庁新館9階）

さが県産品流通デザイン公社 国内販売支援グループⅡ 担当:池田

TEL:0952-20-5602 FAX:0952-20-5600

E-mail: ikeda-masataka@mb.infosaga.or.jp

この募集に伴い収集した個人情報は、本事業に係ることのみに使用し、それ以外の目的に使用することはありません。